

# 都民等との協働による動物との共生推進拠点の整備検討会設置要綱

制定 令和4年8月19日 4福保健健第 693号  
一部改正 令和4年12月1日 4福保健健第1504号

## 第1 設 置

都民にとって身近で親しみやすく、また、都民等との協働を進め、人と動物との共生を推進する拠点となる施設の施設像及び機能について検討するため、都民等との協働による動物との共生推進拠点の整備検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

## 第2 検討事項

検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 都民にとって、身近で親しみやすい、魅力的な動物愛護施設の施設像及び機能
- (2) 都民等との協働を進め、人と動物との共生を推進する拠点となる動物愛護施設の施設像及び機能

## 第3 構 成

- (1) 検討会は、7名以内で構成する。
- (2) 委員は、動物愛護関係者、学識経験者、その他の見識を有する者のうちから、福祉保健局長健康危機管理担当局長（以下「担当局長」という。）が委嘱する。
- (3) 次の役職にある者については、委員として指定するものとする。
  - (ア) 公益社団法人日本動物福祉協会獣医師調査員
  - (イ) 特定非営利活動法人アナイスの代表者

## 第4 任 期

検討会委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第5 座 長

- (1) 検討会に座長を置き、委員の互選により選出する。
- (2) 座長は検討会の会務を総括する。
- (3) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## 第6 招 集

- (1) 検討会は、担当局長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## 第7 公 開

検討会の会議は非公開とし、議事の要旨を公開するものとする。

## 第8 庶 務

検討会の庶務は福祉保健局長健康安全部健康安全課及び環境保健衛生課において処理する。

## 第9 補 則

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が定める。

### 附 則

この要綱は令和4年8月19日から施行する。

### 附 則

この要綱は令和4年12月1日から施行する。